

令和6年12月清須市議会定例会会議録

令和6年12月20日、令和6年12月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市	長	永 田 純 夫
副 市	長	葛 谷 賢 二
教 育	長	天 埜 幸 治
企 画 部	長	河 口 直 彦

総 務 部 長	岩 田 喜 一
危 機 管 理 部 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	丹 羽 久 登
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
企画部次長兼企画政策課長	林 智 雄
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	檜 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
危機管理部次長兼危機管理課長	舟 橋 監 司
市民環境部次長兼生活環境課長	松 村 和 浩
健康福祉部次長兼児童保育課長	吉 野 厚 之
健康福祉部次長兼健康推進課長	古 川 伊 都 子
建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
財 政 課 長	服 部 浩 之
財 産 管 理 課 長	所 邦 治

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 主 任	速 水 真 由 美

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 議案第 5 4 号 清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正
する条例案

日程第 2 議案第 5 5 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 3 議案第 5 6 号 清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程第 4 議案第 5 7 号 清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案

日程第 5 議案第 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 6 議案第 5 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 6 0 号 清須市基本構想の策定について

日程第 8 議案第 6 1 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案

日程第 9 議案第 6 2 号 令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

日程第 1 0 議案第 6 3 号 令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案

日程第 1 1 議案第 6 4 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案

日程第 1 2 議案第 6 5 号 令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案

日程第 1 3 議案第 6 6 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案

日程第 1 4 発議第 3 号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

日程第 1 5 議案第 6 7 号 工事請負契約（清須市役所庁舎増築・改修工事）の締結について

日程第 1 6 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程第 1 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

日程第 1 8 議員派遣について

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前9時30分 開会)

議長（岡山克彦君）

おはようございます。

令和6年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

ここで、御報告いたします。

当局から追加提出されております日程第15に記載の議案第67号「工事請負契約（清須市役所庁舎増築・改修工事）の締結について」につきましては、市長より提案理由の説明を受けた後、担当部長より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

日程第1から日程第14までの案件については、12月9日の本会議において各常任委員会に審査を付託いたし、十分御審査いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従いまして、審査の内容と結果についての報告を求めます。

報告は、発言席でお願いいたします。

はじめに、12月11日に開催されました総務常任委員会の報告を伊藤委員長より求めます。

伊藤委員長。

< 総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）登壇 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

議席17番、総務常任委員長、伊藤嘉起でございます。

令和6年12月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月11日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「町内会等を自治会に改めるが、町内会等の等とは何を指すのか。」との質問があり、当局は、「主に自治会を指します。」との答弁でありました。

委員より、「別表から町内会等の欄を削ると、ブロックを構成する自治会の区域が不明確にならないか。」との質問があり、当局は、「ブロックを構成する自治会については、認定基準等に関する要綱の別表で新たに規定します。また、ホームページにも掲載することにより、速やかな周知ができると考えています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」につきましては、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第60号「清須市基本構想の策定について」御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「基本構想の基本理念には、新たに「はぐくみ」が掲げられているが、この理念に込められた思いは何か。」との質問があり、当局は、「清須こども・はぐくみ宣言にあるとおり、地域全体で子どもたちを育むとともに、次世代に担う人材や地域のつながりを育み、育てることができるまちづくりを進めていくという思いを込めています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第60号「清須市基本構想の策定については」全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」の総務常任委員会の所管分について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

第2表、債務負担行為補正について、委員より、「西枇杷島庁舎等解体事業の内容は。」との質問があり、当局は、「解体の設計業務、アスベストの調査及び発注者支援業務です。」との答弁でありました。

委員より、「解体に係るURとの費用負担割合は。」との質問があり、当局は、「建物部分は床面積の割合、汚水処理施設は建設時の人槽割合となっています。」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「元気なふるさと応援費の増額の詳細は。」との

質問があり、当局は、「ふるさと納税額が当初の想定よりも多く、年度末の寄附額を２億８，０００万円と見込み、それに伴う経費の増額分です。」との答弁でありました。

委員より、「返礼品で一番多いものは何か。」との質問があり、当局は、「寄附金設定額が低く、他自治体での取扱いも少ない缶チューハイが人気です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第６１号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第５号）案」の総務常任委員会所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件につきまして御報告を申し上げます。

議長（岡山克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

質問もないようですので、伊藤委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

つぎに、１２月１２日に開催されました福祉常任委員会の報告を大塚委員長より求めます。

大塚委員長。

< 福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

議席９番、福祉常任委員長の大塚祥之でございます。

令和６年１２月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る１２月１２日午前９時３０分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第５５号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「条例改正の対象である生活保護を受給している外国人の人数は。」との質問があり、当局は、「３５人です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第 5 5 号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第 5 6 号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「常勤換算とすることで、人員を確保しやすくなると考えてよいのか。」との質問があり、当局は、「非常勤職員の雇用により、確保しやすくなります。」との答弁でありました。

委員より、「担当地域を合算できることで、業務負担が増えることはあるのか。」との質問があり、当局は、「基準の 3 職種の配置を原則としているため、従来と変わりません。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第 5 6 号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第 6 1 号「令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案」の福祉常任委員会所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「首都圏人材確保支援事業費補助金制度の内容は。」との質問があり、当局は、「東京圏から県が支援対象としている中小企業等に就業し、本市に移住してきた方に対して交付する補助金で、財源は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 の負担となります。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第 6 1 号「令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案」の福祉常任委員会所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 6 3 号「令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案」について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「地域支援事業交付金の増額理由は。」との質問があり、当局は、「会計年度任用職員の保健師に関する人件費の増加分です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第63号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第62号と「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案」、議案第64号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案」及び発議第3号「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。

議長（岡山克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

質問もないようですので、大塚委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

最後に、12月13日に開催されました建設文教常任委員会の報告を松岡委員長より求めます。

松岡委員長。

< 建設文教常任委員会委員長（松岡繁知君）登壇 >

建設文教常任委員会委員長（松岡繁知君）

議席5番、建設文教常任委員長、松岡繁知でございます。

令和6年12月定例会に上程されました議案のうち、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月13日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、議案第57号「清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案」について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「廃止条例の施行期日を令和7年10月1日とした理由、また、会館が利用できる期日をどのように周知をしていくのか。」との質問があり、当局は、「西枇杷島会館1階の資源ステーション移転に合わせた廃止期日となります。議案承認後、利用者には期限をお示しした上で、他施設への誘導を行います。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第57号「清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第58号「公の施設の指定管理者の指定について」御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「夢広場はるひの指定管理者の応募が1団体であったことは、どのように受け止めているのか。また、選定基準及び指定管理者の評価について検討されたことはあるのか。」との質問があり、当局は、「夢広場はるひは、図書館、美術館、都市公園を一体で管理する内容であり、新規参入することを控えられたと考えています。選定基準は、審査会で決定しています。また、教育委員会として外部評価を受けていますが、専門的な部分についての評価については、今後研究してまいります。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第58号「公の施設の指定管理者の指定について」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第59号「公の施設の指定管理者の指定について」御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「カルチバ新川の指定管理者の応募が1団体であったことは、どのように受け止めているのか。」との質問があり、当局は、「カルチバ新川は、プールやホールなどの複合施設で、新規参入することを控えられたと考えています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第59号「公の施設の指定管理者の指定について」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」の建設文教常任委員会の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

第2表、債務負担行為補正について、委員より、「指定管理料の限度額は、前回は振り返ってみてどのように予算を立てたか。」との質問があり、当局は、「人件費、光熱費などの物価高騰において、現契約においてもかなりの変動が生じていることを踏まえ、事業者の提案する数値について検討し、限度額を設定しました。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」の建設文教常任委員会所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第65号「令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「職員人件費の減額理由は。」との質問があり、当局は、「人事異動に伴うものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第65号「令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第66号「令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。
議長（岡山克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

質疑もないようですので、松岡委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここで、あらかじめ申し上げます。

討論については、議会規則第51条の規定により、通告制となっており、議案第56号に加藤議員から反対討論が提出されております。

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については、起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第１、議案第５４号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５４号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２、議案第５５号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５５号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第５６号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

会議規則第５３条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< １５番議員（加藤光則君）登壇 >

１５番議員（加藤光則君）

議席番号１５番、加藤光則です。

議案第５６号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」に反対する立場から討論を行います。

本改正案は、地域包括支援センターが有資格者である主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の３職種を３，０００人から６，０００人ごとに最低限各一人ずつ原則配置しなければなりませんでしたが、近年では確保することが困難になっていることにより、人員配置基準を緩和していくというものであります。

本改正案は、介護保険法の改正に関わるものであります。そして、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う重要な機関です。支援サービスを継続的に提供するためには、豊富な専門知識が必要であり、各分野の有資格者の配置が求められます。

本市では、高齢者人口が７，０００人の清洲・春日地区と高齢者人口が９，０００人の新川・西枇杷島地区の二つの圏域で包括支援センターが運営されています。職員一人当たりの相談件数も年間約１，８００から２，０００件あり、日々増加の一途であると思われますが、専門３職種及びその他の職員配置を見ると、原則的な職員体制は確保されていません。今度の改正により、複数の非常勤職員での配置を認め、また、複数のセンターを一つの圏域とみなして配置基準の緩和を可能にしていこうとしていますが、必要な人員配置の確保を図り、充実させることがなされなければ、今の困難な現状の中で、さらに、職員の負担が増していくことになりかねません。

よって、職員配置基準の緩和により、業務の質が維持できるか懸念されることから、反対するものであります。

以上です。

議長（岡山克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第５６号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 多 数 ＞

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第５７号「清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５７号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第５８号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５８号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第５９号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５９号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第６０号「清須市基本構想の策定について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第６０号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 6 1 号「令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 6 1 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 6 2 号「令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 6 2 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 6 3 号「令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 6 3 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 6 4 号「令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案」

を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 6 4 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 6 5 号「令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 6 5 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 6 6 号「令和 6 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 6 6 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、発議第 3 号「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）」を議題といたします。

採決に入ります。

発議第３号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 全 員 ＞

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第６７号「工事請負契約（清須市役所庁舎増築・改修工事）の締結について」を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

＜ 市長（永田純夫君）登壇 ＞

市長（永田純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第６７号「工事請負契約（清須市役所庁舎増築・改修工事）の締結について」につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札をいたしました名工・美吉特定建設工事共同企業体と清須市役所庁舎増築・改修工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岡山克彦君）

続いて、総務部長より内容の説明を求めます

岩田総務部長。

＜ 総務部長（岩田喜一君）登壇 ＞

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第６７号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にさせていただき、本日、追加提出しました令和６年１２月清須市議会定例会市長提出議案（追加提案）の１ページを御覧ください。

議案第67号

工事請負契約（清須市役所庁舎増築・改修工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的は、清須市役所庁舎増築・改修工事
- 2、契約の方法は、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
- 3、契約の金額は、消費税込37億1,800万円
- 4、契約の相手方は、名工・美吉特定建設工事共同企業体

代表者は名工建設株式会社名古屋支店、構成員は美吉建設株式会社清須支店です。

- 5、契約の期間は、契約の日の翌日から令和8年3月31日までです。

令和6年12月20日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

工事入札結果報告です。

三つ目の工事内容は、西館増築工事、内装改修などの南館改修工事、駐車場車路改修などの北館改修工事などです。

一番下の評価値は、1.17でした。

議案第67号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

これより、議案第67号の質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

議案第67号に質疑のある方の挙手を求めます。

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

議席番号16番、高橋でございます。

まず合併特例債活用期限の令和7年度末ですね、令和8年3月31日までに、この工事は100%確実に完了できますか。

議長（岡山克彦君）

所財産管理課長。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

令和7度末、令和8年3月31日までの工期末となっておりますので、確実に完了のほうをいたします。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

もし完了できない場合は、どんな事態が生じるのでしょうか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

何らかの理由によって完了できないことがあれば、工期の延長は仕方がないと思うんですが、合併特例債の期限というのが令和7年度末になっておりますので、そこまでに必ず終わるような工程を組みたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

もしできない場合は、何か損失とか、そういうことはあるのでしょうか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

ございません。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

分かりました。

つぎに、視点を変えて質問をさせていただきますけど、今回いろいろ今までも説明があったんですが、ずばり他の学校や保育園や下水、あるいは、道路整備、そういったものよりも優先してこの事業を進めていく理由は、何なんでしょうか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

西館建設、改修ということで、これも重要な事業だということで、南館の改修も含めて、保健センターでしょうか、こちらのほうも含めて一体でやっていくということで、重要な事業だということを認識しております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

合併特例債を活用して、ほかのことより重要だから、これを進めていくという理解でいいですね。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

そのとおりでございます。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

それで、合併特例債を使って取りあえず今、事業費というか工事費が37億円ということなんですけど、大きなお金なんですけど、これによって市民の皆様が真に住民の福祉、幸福につながると強い確信を持っていますか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

この事業におきましても、ほかの事業と同様、市民の方に喜んでいただける事業ということで

確信のほうをして頑張っております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

では、市民の方が、これを強く望んでいると考えているということによろしいですね。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

庁舎の整備というのも、市民の方が使いやすくなります。職員だけではなく、市民のためにやっておる事業でございますので、喜んでいただけるというふうに思っております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

ちょっと私の考えも言わせていただきますけども、職員の城にお金をかけるより、市民や子どもたちが喜ぶべきことにお金をかけるべきだと思います。財政に余裕があつて快適な職場環境ができるなら、それに越したことはありませんけども、子どもたちがボロボロで窮屈な学び舎で学校生活を送っていることを差し置いて、それを優先することは、私は間違いだと思います。

つぎに、質問を続けます。

保健センターを改築後の南庁舎へ統合するということとしていますが、これは、いつ統合されるんですか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

保健センターの開設時期でございますが、令和9年4月を予定しております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

令和9年4月に統合して、現在ある三つの保健センターは解体するという理解でいいんですか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

使用しなくなりますので、今使っている春日の保健センターは当然残るわけなんですけれども、清洲の保健センターは、解体準備が始まっています。必要とされる施設につきましては残しますが、使わなくなった単独の施設、例えば清洲の保健センターのようなものというのは、解体して壊したいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

西枇杷のさわやかプラザはまだ新しいですけど、解体するんですか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

それは、解体しません。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

ということはですね、解体するのは清洲と新川、そういうことですか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

清洲の保健センターは、解体する準備をしております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

そうするとですね、統合した時に、今、清洲だけということなので、統合しても全体的に床は増えるということですよ。新しく造って統合すると。そうですね。維持費が上がっていくという理解でいいですか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

統合して南館の現在の1階ですね、名称が変わりますので、2階になるんですけども、そちらのほうを統合保健センターとして利用のほうをいたしますので、十分な広さを確保して、市民の方に使っていただけるという考えを基に、設計のほうを進めております。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

そういうことじゃなくて、統合しても建物は残るわけなので、全体の維持の管理というのは増えるということですよ。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

建物が、例えば清洲のように解体しますので、その分は維持費はなくなるはずですが、ただし、それはこちらのほうへ残る施設もございますので、どういう形になるかは、維持はしていかないとはいっています。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

計算がされているのかどうか分からないんですけど、では、さわかプラザとか機能は移転するわけですよ。そしたら、その後の活用は、何か考えがあるんですか。

議長（岡山克彦君）

所課長。

財産管理課長（所邦治君）

さわやかプラザは、解体はしないです。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

解体じゃなくて、さわやかプラザの保健センター部分を統合するわけでしょう。

議長（岡山克彦君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

清洲の保健センターは、御承知のとおり解体準備進が進んでおります。その他の施設につきましては、複合施設なので、解体する予定は今はありません。その後、何に利用するのかはまだ決まってませんので、維持管理費がどの程度かかるかも分かりませんし、保健センターもまだ基本設計も終わってませんので、どれぐらいの経費がかかるか分かりませんので、その辺りはまだ全く計算はしてません。

以上です。

議長（岡山克彦君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

分かりました。今現在ノープランということが分かりましたので、いろんなところにしわ寄せが来るのではないかなと心配をしております。この先の地図に不確定要素が多いというふうに感じました。禍根を残すようなことはしていただきたいくないなと申し上げまして、私の質問を終えます。

議長（岡山克彦君）

ほかに質疑のある方。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

高橋議員。

＜ 16番議員（高橋哲生君）登壇 ＞

16番議員（高橋哲生君）

高橋でございます。

議案第67号「工事請負契約の締結について」反対の立場で討論をいたします。

反対の理由を簡潔に述べます。

まず第1に、この事業は、市民の幸福につながる事業ではないと思います。ほかに優先すべきものがあります。庁舎に関しては一番後回しにすべき、大きなお金を使うなら市民が喜ぶことに使うべきだと思います。

2番目として、熟議がないので、過去と未来に責任を持った事業だとは思えないということがあります。北館を造ったときに予見できなかったのか、増築、増築は、つぎはぎであり、行き当たりばったりだと思います。保健センターの今後の在り方もノープランでは、未来が不確定であります。合併特例債の期限に追われた消化ゲームで、それゆえ、しっかり練り込んだ案だとは思えません。建物は1回造るとなかなか壊せません。未来に禍根を残す不安を抱いていると思います。慌ててやると失敗する、無駄が増えるということでもあります。

3番目として、政策判断プロセスに市民を巻き込んでいません。特に保健センターの件は、必要だと思います。

以上3点の理由で反対をいたします。

大きなお金の問題ですので、市民が喜ぶことに使いましょう。議員各位ですね、君子は豹（ひょう）変しますので、ぜひ君子豹（ひょう）変をお願いしたいと思います。

御賛同を期待し、私の反対討論とします。

議長（岡山克彦君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第 67 号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 多 数 ＞

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、「各常任委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第 103 条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第 17、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第 103 条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員会の委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第 18、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第155条第1項の規定により、お手元に配布いたしました議員派遣について、案のとおり派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山克彦君)

異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山克彦君)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣について変更が生じた場合は、議長において決定することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年12月清須市議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただき、御苦労さまでした。

(時に午前10時19分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月20日

議 長 岡 山 克 彦

署名議員 松 岡 繁 知

署名議員 山 内 徳 彦